

諮問日：令和5年7月5日（諮問第131号）

答申日：令和6年4月23日（答申第127号）

事件名：生活保護費用返還決定についての審査請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

- 1 ○○○○市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和4年8月4日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定に基づく生活保護費用返還決定に対する審査請求は、棄却すべきである。
- 2 処分庁が、審査請求人に対して令和4年8月29日付けで行った生活保護法第63条の規定に基づく生活保護費用返還決定に対する審査請求は、棄却すべきである。

第2 事案の概要

- 1 令和3年3月1日、処分庁は、審査請求人世帯に対する保護を開始した（乙第9号証1頁）。
- 2 令和4年1月11日、令和3年11月分の特別児童扶養手当69,940円が審査請求人に支給された（甲第2号証、乙第18号証）。
- 3 令和4年4月11日、令和3年12月分から令和4年3月分までの特別児童扶養手当279,760円が審査請求人に支給された（甲第2号証、乙第18号証）。
- 4 令和4年4月14日、審査請求人は、処分庁に対して、「2 恩給・年金等による収入」欄の「特別児童扶養手当」に○を付した上で、「収入額」欄の欄外に「特児 69940」と記載した収入申告書を提出した（乙第15号証）。
- 5 令和4年7月11日、令和4年3月分から6月分までの児童扶養手当102,880円が審査請求人に支給された（乙第19号証）。
- 6 令和4年8月4日、処分庁は、審査請求人に対して、令和3年11月分から令和4年3月分までの特別児童扶養手当349,700円が収入認定できていなかったことを理由に、生活保護法第63条の規定に基づく生活保護費用返還決定（通知書番号：○○○○第○○○○号。以下「本件処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した（甲第1-1号証、乙第13号証3頁）。
- 7 令和4年8月29日、処分庁は、審査請求人に対して、差し止めとなっていた令和4年3月分から6月分までの児童扶養手当102,880円が同年7月11日に支給されたことに伴い保護費に過支給が生じたことを理由に、生活保護法第63条の規定に基づく生活保護費用返還決定（通知書番号：○○○○第○○○○号。以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した（甲第1-2号証、乙第14号証3頁）。
- 8 令和4年9月15日、審査請求人は、滋賀県知事に対して、本件処分1および本件処分2を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った。

第3 関係する法令等の規定

1 日本国憲法（昭和21年憲法）

第25条第1項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 生活保護法（以下「法」という。）

(1) 第1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(2) 第2条（無差別平等）

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

(3) 第4条（保護の補足性）

第1項

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

(4) 第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

3 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

1 収入に関する申告及び調査

(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせること。

ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき。

イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想される時。

(2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。

(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(イ) (ア) の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

4 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）

1 法第 63 条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添 1 の様式を活用されたい。

① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合。

④ 当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

第 4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

「審査請求に係る 2 件の処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

私は、今年 4 月に特別児童扶養手当 279,760 円が入金されたので、家庭児童相談所の〇〇〇〇氏と一緒に、〇〇〇〇市〇〇〇〇課に行き「このお金は返さないとダメですよ？」と、〇〇〇〇氏に聞くと「大丈夫です」と言われ、「特別児童扶養

- (2) 本件処分2の取消しを求める審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分1について

本件では、法第63条の適用要件のうち資力の発生が認められるか、および同条の適用要件を満たすことを前提に返還額を定めるに当たっての裁量権の行使が適切かが問題となるため、以下、各項目について検討を行う。

ア 「資力」の発生が認められるか

(ア) 法第63条は、被保護者が保護の補足性の原則（法第4条第1項）に反して「資力があるにもかかわらず」保護を受けた場合に、保護の決定の効力そのものは維持したままで、被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が裁量的に定める額を返還する義務を課するものであり、法第63条の規定は、被保護者について「資力」が発生したことを要件として適用されるものである。そこで、同条を適用する要件としての「資力」の発生が認められるかがまず問題となる。

(イ) 本件では、令和4年1月11日に令和3年11月分の特別児童扶養手当69,940円が、令和4年4月11日に令和3年12月分から令和4年3月分までの特別児童扶養手当279,760円がそれぞれ審査請求人に支給されており（乙第18号証）、その合計額は、349,700円である。

この特別児童扶養手当については、次官通知第8の3(2)ア(ア)本文により、実際の受給額が収入として認定されるため、本来は、上記の349,700円は収入として認定され、この額が算出された最低生活費から控除された上で、保護費が支給されることとなる。

一方、同収入については、収入として認定されないまま保護決定がされている（乙第10号証）。

したがって、審査請求人には349,700円の資力の発生が認められる。

イ 法第63条による返還額の決定に関する裁量権行使の当否について

(ア) 法第63条は、同条の要件を満たすことを前提として、「保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」として、返還額を明示しておらず、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解される。

処分庁に裁量権が認められる場合であっても、その返還額に係る判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、または判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、またはこれを濫用したと認められる場合には、当該裁量権の行使は違法となり得るため検討する。

なお、厚生労働省からの技術的助言である取扱通知1(1)は「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、原則としての全額返還を定めており、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」で、取扱通知が定めた範囲に限り例

外的に控除できる額を定めるに留まっている。

(イ) 審査請求人は、令和3年12月15日に財布を紛失した、子の養子縁組のために祖母が金銭を要求してきたために金銭を支払った、審査請求人は収入申告をしていたのであって収入認定を怠った処分庁に落ち度があるといった事情について主張しているため、これらを考慮しなかったことが裁量権の逸脱または濫用に当たらないか、以下検討する。

a 財布の紛失について

取扱通知1(1)①は、「本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合」を控除が可能な場合として列挙している。ここで不可抗力とは、通常、必要と認められる注意や予防方法を尽くしても、なお損害を防ぎきれないことを言い、不在の間に施錠されている自宅に侵入されて、金銭を盗まれたような場合であればともかく、外出先でATMから現金を引き出した後、買い物中に財布を紛失した(口頭意見陳述結果)という、単なる紛失の場合には不可抗力によるものとはいえない。したがって取扱通知に照らしてみても、審査請求人が紛失した金銭を返還額から控除しなかった点に裁量権の逸脱があるとは認められない。

b 祖母への金銭の支払いについて

取扱通知1(1)④(ア)には贈与等により当該世帯以外のために充てられた額については、自立更生費の範囲には含まれない旨の記載がある。

審査請求人による祖母への金銭の支払いは、費目は判然としないものの審査請求人と祖母との間の関係を断つ趣旨での金銭の支払いであり(口頭意見陳述結果)、一種の贈与であるといえる。したがって、取扱通知に照らしてみても、審査請求人が祖母に渡した金銭を返還額から控除しなかった点に裁量権の逸脱があるとは認められない。

c 処分庁の落ち度の考慮について

(a) 生活保護法の目的は、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することにあるところ(法第1条)、取扱通知1(1)にあるような自立更生費等の控除の検討と異なり、保護の実施機関に落ち度があったかという事情それ自体は、本来の法の目的とは関係しない事情である。また、保護に当たって無差別平等(法第2条)を前提としており、このような偶然の事情によって支給される保護費の額が変わることは他の被保護者との均衡を失しかねない側面もある。

もともと、上記イ(ア)のとおり、返還額の決定については保護の実施機関の裁量に委ねられていることから、法の目的や他の被保護者との均衡を失しない範囲において被保護者または保護の実施機関の過失を考慮して、返還額から控除を行うことは裁量権の行使方法として許容されうる余地があるため、以下検討する。

(b) 本件では、審査請求人は、令和4年4月14日付けで、「2 恩給・年金等

による収入」欄の「特別児童扶養手当」に○を付した上で、「収入額」欄の欄外に「特児 69940」と記載した収入申告書（以下（b）において「本件収入申告書」という。）を提出しており（乙第 15 号証）、この時点で処分庁が特別児童扶養手当について調査を行って収入認定を行うことは可能であった。また、処分庁担当者は、審査請求人から特別児童扶養手当が既に収入認定済みであるか否かについての問い合わせの依頼を受けた〇〇〇〇市家庭児童相談室の職員に対して、収入認定済みである旨の回答をしており（口頭意見陳述結果）、この回答により審査請求人に特別児童扶養手当については法第 63 条による生活保護費用返還決定を受けないとの期待を生じさせた原因となっており、処分庁にも一定の落ち度が認められる。

しかしながら、令和 4 年 1 月 11 日に支給されているはずの令和 3 年 11 月分の特別児童扶養手当 69,940 円については、支給があること自体は処分庁担当者になんらかの形で伝えていた形跡はあるものの（甲第 2 号証 12 頁、乙第 13 号証 2 頁）、支給後も具体的な金額を記載した収入申告書の提出はされていないことからすると収入認定が遅れたことについて処分庁にのみ落ち度があったとは言い切れない。また、本件収入申告書の提出をしても、特別児童扶養手当の支給を担当しているのは生活保護所管課とは別の部署であり、担当所管課への照会を行わない限り、同月 11 日に特別児童扶養手当 279,760 円が支給されたことを正確に把握することはできない。その他、上記のとおり保護の実施機関による過失の有無が保護の目的とは直接関係しないことや、他の保護受給者との均衡を考慮すれば、処分庁に一定の落ち度があったとしても、全額についての返還決定を行った判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠く、または保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、もしくはこれを濫用したとまでは認められない。

ウ 小括

以上のとおり、本件処分 1 は法第 63 条の定める要件を満たすものであり、また、返還額の決定に当たっても裁量権の逸脱があったとは認められないのであるから、本件処分 1 は、適法である。

(2) 本件処分 2 について

本件処分 1 と同様本件処分 2 についても、法第 63 条の適用要件のうち資力の発生および返還額を定めるに当たっての裁量権の行使が問題となるため、以下検討する。

ア 「資力」の発生が認められるか

本件では、令和 4 年 7 月 11 日に、同年 3 月分から令和 4 年 6 月分までの児童扶養手当 102,880 円が審査請求人に支給されている（乙第 19 号証）。この児童扶養手当については、次官通知第 8 の 3 (2) ア (ア) 本文により、実際の受給額が収入として認定されるため、本来は、上記の 102,880 円は収入として認定され、算出された最低生活費から控除された上で、保護費が支給されることとなる。

一方、同収入については、収入として認定されないまま保護決定がされている（乙第 10 号証）。

したがって、審査請求人には102,880円の資力の発生が認められる。

イ 法第63条による返還額の決定に関する裁量権行使の当否について

(ア) 審査請求人による財布の紛失および祖母への金銭の支払いについては、上記2(1)イ(ウ) a および b において検討したとおり、取扱通知による控除の対象とはならないことからすると、本件処分2に当たってこれらの点を考慮しなかったことについて処分庁の判断に裁量権の逸脱があるとはいえない。

(イ) 児童扶養手当に関する本件処分2については、差し止めとなっていた児童扶養手当が支給される前の令和4年7月8日に、処分庁担当者が、審査請求人に対し児童扶養手当について収入申告を行うよう伝え(乙第12号証12頁)、同月11日に児童扶養手当が審査請求人に支給された後、同月26日付けで収入申告書が提出され(乙第14号証7頁)、同年8月4日には、収入認定として保護費から引き去るか、返還金として返還する必要がある旨の説明をしており(乙第12号証15頁)、処分庁の落ち度は認められない。

ウ 小括

以上のとおり、本件処分2は法第63条の定める要件を満たすものであり、また、返還額の決定についても裁量権の逸脱があったとは認められないのであるから、本件処分2は、適法である。

(3) その他、本件処分1および本件処分2に違法または不当な点は認められない。

3 以上のとおり、本件処分1および本件処分2の取消しを求める本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第6 審査庁の裁決の考え方

本件処分に係る審査請求はいずれも棄却する。

第7 審査会の判断

1 審理員の審理手続について

本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などのとおり審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 審査会の判断理由について

(1) 本件処分1の適法性について

ア 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定し、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」(平成25年4月22日東京高等裁判所判決)とされている。また、同条に

いう「急迫の場合等」の「等」とは、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合等である」と解され、行政解釈・運用上、過払いの保護費についても同条に基づいて被保護者は返還義務を負うことになると考えられる。

本件では、第5の2(1)イに示した審理員意見書の記述のとおり、審査請求人に対して特別児童扶養手当が合計349,700円支給され、収入として認定されないまま保護決定がされており、349,700円の資力を有していたものといえる。

イ 次に、同条に基づいて被保護者が返還すべき金額については、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(取扱通知)において「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」としており、過支給した保護費の全額を原則としつつ、その額を明示しておらず、返還額の決定については保護の実施機関の裁量に委ねられている。

本件処分についてみると、審査請求人は財布を紛失したことについて述べているが、第5の2(1)イ(イ)aに示した審理員意見書の記述のとおり、取扱通知1(1)①では「消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合」とされており、買い物中に財布を紛失したという、単なる紛失の場合は不可抗力によるものとはいえず、審査請求人が紛失した金銭を返還額から控除しなかった点に裁量権の逸脱があったとは認められない。

次に、審査請求人は子の養子縁組に際し祖母が金銭を要求したために金銭を支払ったと述べている点について、取扱通知1(1)④(ア)には贈与等により当該世帯以外のために充てられた額については自立更生費の範囲には含まれない旨の記載があるところ、本件において異なる世帯である祖母への金銭の支払いを「当該世帯以外のために充てられた額」であるとし、支払額を控除しなかった処分庁の判断について、裁量権の逸脱があったとまでは認められない。

その他、審査請求人は、返還請求に至った原因は審査請求人ではなく、市の対応にある事は明白で強く返還決定の取消しを求めているが、保護の実施機関に過失があったもしくは被処分者に過失がなかったという事情は生活保護法の目的である最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することと関わらないものであり、裁量権行使に当たっての本質的な要素とはいえず、このような事情により支給される保護費が変わることは他の被保護者との均衡を失しかねない面もあることから、本件において処分庁の過失であったことを考慮して返還額を減額しなかったことについて、その判断が著しく妥当性を欠く、または、裁量権の範囲を逸脱あるいは濫用したとまでは認められない。

ウ したがって、本件処分1において、法第63条に基づき過支給分の全額の返還を認めたことは妥当である。

エ その他、審査請求人は種々の主張を行うが、いずれも理由がない。

(2) 本件処分2の適法性について

本件処分2についても、本件処分1において第7の2(1)で述べた考え方にに基づき、法第63条における資力の発生および返還額を定めるに当たっての裁量権の行使を検討する。

ア 本件における資力について、第5の2(2)アに示した審理員意見書の記述のとおり、審査請求人に対して特別児童扶養手当が合計102,880円支給され、収入として認定されないまま保護決定がされており、102,880円の資力を有していたものといえる。

イ 次に返還額を定めるに当たっての裁量権について当否を検討するが、審査請求人による財布の紛失および祖母への金銭の支払いについては、第7の2(1)で検討したとおり、取扱通知による控除の対象とならないとの処分庁の判断について裁量権の逸脱があったとまではいえない。

また、本件においては、第5の2(2)イ(イ)に示した審理員意見書の記述のとおり、令和4年7月26日付けで収入申告書が提出され、同年8月4日には、収入認定として保護費から引き去るか、返還金として返還する必要がある旨の説明をしており、処分庁の対応に過失があるとは認められない。

ウ したがって、本件処分2において、法第63条に基づき過支給分の全額の返還を認めたことは妥当である。

エ その他、審査請求人は種々の主張を行うが、いずれも理由がない。

3 付言

本件においては、処分庁内の関係部署間での連携が不十分であったことによって、審査請求人に誤解を生じさせたことが伺われる。今後、処分庁においては関係部署間で連携を図り、適切な対応を行うよう努められたい。

4 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和5年7月5日	・審査庁から諮問を受けた。
令和5年11月6日 (第29回第二部会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。
令和6年2月15日 (第30回第二部会)	・審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和6年4月16日 (第31回第二部会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議および答申案の審議を行った。

滋賀県行政不服審査会第二部会

委員（部会長） 駒 林 良 則

委員 竹 内 惠 子

委員 富 塚 浩 之